

令和8年度 東京都中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、東京都中学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は、会長の指定する所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と教科指導の充実、生徒の健全な発達を図ることを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 保健体育授業及び中学校スポーツ活動における調査・研究。
2. 中学生の各運動競技大会の開催と研究大会の開催。
3. その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本連盟は、都内中学校単位の加盟と競技専門部の登録を得て組織する。

第6条 本連盟に、次の委員会と競技専門部を置く。

1. 委員会 総務（広報）・会計・研究・競技
2. 競技専門部 競技委員会に次の専門部を置く。

1 陸上競技部	2 体操部	3 バレーボール部	4 バスケットボール部
5 野球部	6 ソフトテニス部	7 卓球部	8 柔道部
9 剣道部	10 ソフトボール部	11 ハンドボール部	12 サッカー部
13 バドミントン部	14 水泳部	15 ダンス部	16 相撲部
17 新体操部	18 スキー部	19 スケート部	20 テニス部
21 ラグビーフットボール部			

第7条 本連盟は、各区市郡島に支部を置く。

1. 各支部を次のブロックに編成する。

第1ブロック	千代田・港・品川・大田
第2ブロック	新宿・目黒・世田谷・渋谷
第3ブロック	中野・杉並・練馬
第4ブロック	文京・豊島・北・板橋
第5ブロック	中央・台東・荒川・足立
第6ブロック	墨田・江東・葛飾・江戸川
第7ブロック	八王子・町田・日野・多摩・稲城
第8ブロック	青梅・福生・あきる野・羽村・西多摩
第9ブロック	武蔵野・三鷹・府中・調布・狛江
第10ブロック	立川・昭島・小金井・小平・国分寺・国立
第11ブロック	東村山・西東京・清瀬・東久留米・武蔵村山・東大和
第12ブロック	大島・新島・三宅・八丈・小笠原

第4章 役 員・理 事

第8条 本連盟に、次の役員・理事・専門委員を置く。

1. 本連盟に、次の役員を置く。

1. 会長 1名	2. 副会長 若干名	
3. 理事長 1名	4. 副理事長 若干名	5. 事務局員
2. 本連盟に、次の理事等を置く。

1. 常任理事	2. ブロック長	3. 支部長	4. 顧問（若干名）	5. 会計監査（2名）
6. 各委員長・副委員長・委員	7. 各競技専門部 顧問・部長・副部長			
3. 本連盟に、参与を置くことができる。

第9条 役員・理事等は、次の方法で選出する。

1. 会長は、役員選考委員会で推薦し、理事会で承認する。
2. 副会長、理事長、副理事長は、役員選考委員会で選出し、会長に推薦し、会長が指名する。

3. 常任理事は、理事会の推薦による。
4. 各委員会の委員長・副委員長は、常任理事会で推薦し、理事会で承認する。
5. 支部長は、各支部において選出する。
6. ブロック長は、各ブロックの支部長から選出し、幹事1名を互選する。
7. 顧問、参与は、理事会の推薦により会長が指名する。
8. 理事は、各支部において選出する支部理事1名及び各委員会の委員長・副委員長・委員、各競技専門部長と会長推薦者とする。
9. 各競技専門部顧問は、各競技専門部の推薦による中学校長で、会長が委嘱する。
10. 各競技専門部の部長・副部長は、各競技専門部の専門委員会において選出し、会長が委嘱する。
11. 各競技専門部の専門委員は、各支部において2名以内選出する。
12. 会計監査は、会長が推薦し、理事会で承認する。

第10条 役員・理事等の任期は、各2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員・理事等の任務

1. 会長は、連盟を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。また、それぞれ各委員会と各競技専門部を担当し総括する。
3. 理事長は、この連盟の会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、それぞれ各委員会と各競技専門部の会務を執行する。
5. 顧問、参与は、この連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。
6. 支部長は、支部の会務を総括するとともに、本部との連絡にあたる。
7. ブロック長は、ブロックを代表し、会務を総括する。
8. 常任理事は、会務庶務を担当し、緊急要務を処理する。
9. 理事は、会長及び会計監査の承認と重要事項について審議し、会務を処理する。
10. 各競技専門部長は、部を総括する。
11. 各競技専門部の専門委員は、部務を掌る。

第5章 会 議

第12条 本連盟の会議は、役員会、常任理事会、理事会、ブロック長会、支部長会、競技専門部長会、各委員会、各競技専門部会等とする。

第13条 会議は、次のように構成する。

1. 役員会は、顧問、参与、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局員とする。
2. 常任理事会は、顧問、参与、会長、副会長、理事長、副理事長、ブロック長、事務局員、総務（広報）・会計・研究・競技の各委員長、各競技専門部長及び常任理事とする。
3. 理事会は、理事及び常任理事会を構成する者とする。
4. ブロック長会は、顧問、参与、会長、副会長、理事長、ブロック長、事務局員とする。
5. 支部長会は、役員、支部長とする。
6. 都総合体育大会実行委員会は、常任理事会に準じ、必要に応じて各委員会副委員長を含むこととする。

第14条 会議は、会長が招集する。

第15条 各会議は、次の事項の審議決定や会務等の執行にあたる。

1. 役員会は、原則として年3回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の役員会を開催することができる。役員会では、本会の運営及び事業に関する企画、連絡、調整にあたる。
2. 常任理事会は、原則として年4回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時の常任理事会を開催することができる。常任理事会では、理事会の専決事項を除いた重要事項について審議決定する。
3. 理事会は、原則として年4回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時の理事会を開催することができる。理事会では、次の事項について審議決定する。また、会長及び会計監査承認と本会の運営及び事業についての企画立案並びに会務の執行にあたる。
 - ア. 会長、常任理事、各委員長・副委員長、会計監査の承認
 - イ. 会務報告及び予算・決算の承認。
 - ウ. 規約、大会実施要項等の承認。
 - エ. その他の重要な事項。

4. 支部長会は、原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時の支部長会を開催することができる。支部長会では、次の事項について確認する。
 - ア. 役員、理事等の確認。
 - イ. 会務報告及び予算、決算の確認。
 - ウ. 規約、大会実施要項等の確認。
 - エ. その他の重要な事項の確認。
5. ブロック長会は、会長が必要と認めたときに開催する。ブロック長会では、主に次の事項について取り組む。
 - ア. ブロック大会の運営。
 - イ. 研究活動の推進と人材育成。
 - ウ. 組織力の強化。
6. 都総合体育大会実行委員会は、原則として年3回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時の都総合体育大会実行委員会を開催することができる。都総合体育大会実行委員会では、大会の企画立案並びに実施にあたる。
7. 各委員会及び各競技専門部会は、本連盟の事業を遂行するために、必要に応じて委員会及び競技専門部会を開催する。

第6章 会 計

- 第16条 本連盟の経費は、加盟費・協賛金・その他の収入で支弁する。
- 第17条 本連盟の加盟費は、本部加盟費及び競技専門部登録費として所定の金額を納付する。ただし、金額は理事会で承認を受け、決定する。(本部加盟費 9,000 円、各競技専門部登録費 4,650 円)
- 第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本連盟の予算は年度最初の理事会、決算は次年度最初の理事会で承認を得るものとする。

第7章 事 務 局

- 第20条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。
- 第21条 事務局に関する規定は別に定める。

付 則

- 第22条 本規約は、常任理事会の発議により、理事会の承認を得るものとする。
- 第23条 本規約は、昭和22年10月1日より実施する。
- 第16次改定は、昭和61年4月1日より実施する。
- 第17次改定は、平成2年4月1日より実施する。
- 第18次改定は、平成3年4月1日より実施する。
- 第19次改定は、平成5年4月1日より第8条の8、第9条の6を除き実施する。
平成6年4月1日より第8条の8、第9条の6を実施する。
- 第20次改定は、平成6年5月17日より実施する。
- 第21次改定は、平成8年4月1日より実施する。第16条（加盟費を実施する）
- 第22次改定は、平成11年4月1日より実施する。
- 第23次改定は、平成17年4月1日より実施する。
- 第24次改定は、平成21年4月1日より実施する。
- 第25次改定は、平成22年4月1日より実施する。
- 第26次改定は、平成28年4月1日より実施する。
- 第27次改定は、平成31年4月1日より実施する。
- 第28次改定は、令和2年4月1日より実施する。
- 第29次改定は、令和6年5月23日より実施する。
- 第30次改定は、令和7年4月1日より実施する。

会議構成員一覧表（第 13 条による）

役 職 会 議 名	顧 問	参 与	会 長	副 会 長	理 事 長	副 理 事 長	ブ ロ ッ ク 長 （ 常 任 理 事 ）	各 競 技 専 門 部 長	支 部 長	支 部 理 事	各 委 員 長	各 委 員	事 務 局 員
役 員 会	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○
常任理事会	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○
理 事 会	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
ブロック長会	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○
支 部 長 会	○	○	○	○	○	○	(○)	×	○	×	×	×	○
競技専門部長会	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○
都総合体育大会実行委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○